



## 定款の定め等による申告期限の延長の特例の申請書

年 月 日 提出

提出先	F01		税務署長	提出区分	G11	←通算親法人が提出する場合は「1」を、 そうでない場合は「2」を記載してください。	
法人番号	F02			事業種目	H02		
納税地	郵便番号	F05	—	代表者	郵便番号	P01	—
	所在地	F06			住所	H08	
	電話番号	F07	—	フリガナ (代表者氏名)	H06		
フリガナ (法人名)	F03		代表者氏名	H07			
法人名	F04						

申告対象 期限の業 延長 年度	自	N01	元号	年	月	日	定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるものの定めにより、若しくは特別の事情があることにより、当該事業年度以後の各事業年度終了の日の翌日から2月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあり、又は通算法人が多数に上ることその他これに類する理由により損益通算等による所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないことにより、今後、各事業年度終了の日の翌日から2月以内に法人税の確定申告書を提出できない常況にあるため、左記の事業年度の所得に対する法人税の確定申告書から、適用の取りやめをするまで提出期限の延長をし、延長月数の指定若しくは指定の取消しを受け又は延長月数の変更をしたいので申請します。
	至	N02					

申告期限 延長 期間	下記(1)から(3)に記載の区分(1から5)のうち、該当する区分を右欄に記載してください。					区分	G01
	(1) 申告期限が延長されていない法人は、「1」又は「2」を「区分」欄へ記載してください。 なお、「区分」欄に「2」を記載した場合は、「(1)のその月数」欄に月数を記載してください。 1: 申告期限を1月(通算法人は、2月)延長したい場合 2: 申告期限の延長及び2月(通算法人は、3月)以上の延長月数の指定を受けたい場合					(1)の その月数	G02
	(2) 申告期限が1月(通算法人にあっては、2月)延長されている法人は、「3」を「区分」欄へ、延長する月数を、「(2)のその月数」欄へ記載してください。 3: 2月(通算法人は、3月)以上の延長月数の指定を受けたい場合					(2)の その月数	G03
	(3) 2月(通算法人は3月)以上の延長月数の指定を受けている法人は、次の「4」又は「5」を「区分」欄へ記載してください。 なお、「区分」欄へ「4」を記載した場合は、その取消し前の月数を「(3)の取消前の月数」欄へ、「5」を記載した場合は、その変更前及び後の月数を「(3)の変更前の月数」及び「(3)の変更後の月数」欄へ記載してください。 4: 延長月数の指定の取消しを受け、1月(通算法人にあっては、2月)延長としたい場合 5: 2月(通算法人は、3月)以上の範囲内で延長月数の指定を受けている月数を変更したい場合					(3)の取消 前の月数	G04
						(3)の変更 前の月数	G05
						(3)の変更 後の月数	G06

各事業年度終了の日の翌日から2月以内(延長月数の指定を受けようとする場合には各事業年度終了の日の翌日から3月以内又は通算法人の事業年度終了の日の翌日から4月以内)に各事業年度の決算についての定時総会が招集されない、又は通算法人が多数に上ることその他これに類する理由により損益通算等による所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由	根拠条文						
	G07		1: 該当 2: 非該当	1: 法人税法第75条の2第1項柱書(同条第11項第1号の規定により読み替えて適用する場合及び同法第144条の8において準用する場合を含む。)			
	G08		1: 該当 2: 非該当	2: 法人税法第75条の2第1項第1号(同条第11項第1号の規定により読み替えて適用する場合及び同法第144条の8において準用する場合を含む。)			
	G09		1: 該当 2: 非該当	3: 法人税法第75条の2第1項第2号(同条第11項第1号の規定により読み替えて適用する場合及び同法第144条の8において準用する場合を含む。)			
G10		1: 該当 2: 非該当	4: 法人税法第75条の2第2項(同条第11項第1号の規定により読み替えて適用する場合及び同法第144条の8において準用する場合を含む。)				
その他参考となる べき事項		添付書類等	左欄には、定款等の写しの場合には「1」、その他の場合には「2」及びその内容を以下の欄に記載してください。				

税理士署名	R01	
-------	-----	--

税務署整理欄	通信日付印 の年月日	F12	(西暦)年	月	日	備考